

令和4年12月6日
子ども・若者部

家事支援用品の購入支援事業の実施について

(付議の要旨)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、区で実施している家事育児ヘルパー等の対面型のサービス提供や活用が、平時に比べて困難なことから、その補完として、子育て家庭の負担感の軽減を図るため、令和4年度において、家事支援用品の購入支援事業を実施することを決定する。

1 主 旨

「世田谷版ネウボラ」では、すべての子育て家庭を対象に妊娠期から切れ目のない支援に取り組んでいる。コロナ禍において、区で実施している家事育児ヘルパー等の対面型のサービスにおいては、平時に比べて提供や活用が困難なことから、その補完として、子育て家庭の負担感の軽減を図るため、令和4年度において、家事支援用品の購入支援事業を実施する。

2 実施の背景・理由

育児に関する相談や見守りの支援につなげることを目的に、家庭に入り、家事・育児を支援するヘルパー訪問事業として、平成28年度より子育て利用券の活用や令和元年度からは、二次予防としてのさんさんプラスサポート事業、令和3年度には多胎児を育てる家庭を対象としたヘルパー訪問事業を開始し、支援の充実を図ってきた。

一方、本年5月に実施したニーズ調査では、「日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人」が「誰もいない」と回答した割合が半数（祖父母の同居・近居がない世帯では7割）に及んでおり、妊娠や出産、子育てが、配偶者やパートナーだけで行われている現状が明らかになっている。

コロナ禍の終息が見られない中、さんさんプラスサポートの利用件数が減少していることや、対面型サービスの活用が平時に比べ困難となっていることから、家事・育児ヘルパー訪問を補完し、子育て家庭への負担を軽減する必要性が見えてきた。そこで、東京都の令和4年度時限の補助事業「家事支援用品の購入支援」の活用について、実施条件について東京都との協議が整ったことから、区において1・2歳児童の保護者であって保育サービスを利用していない区民を対象に、家事支援用品の購入支援事業を実施する。

3 実施内容

内容	専用の家事支援用品の購入サイトにおいて使用できるポイント（対象児1人あたり5万円まで）を付与 選択した家事支援用品が付与ポイントを超えた費用分については個人負担可とする
対象者	以下のすべての要件を満たす者 1歳または2歳（平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれ）の児童の保護者 申請日に保育サービスを利用していないこと 申請日に区内在住していること 但し については、申請日が3歳の誕生日を過ぎている場合、3歳の誕生日前日に保育サービスを利用していないこと
対象者数	約1万件
事業の流れ	区で対象者を抽出 （以下、事業委託） 対象者あて案内送付（令和5年2月1日予定） 令和5年2月末日転入者まで案内送付 専用webサイトより利用申請および商品申込み （令和5年2月1日～3月20日予定） 概ね2週間～1か月以内に商品発送 （令和5年5月上旬発送完了予定）
家事支援用品（例）	ロボット掃除機、オープンレンジ、全自動洗濯機、食器洗浄機、布団乾燥機、ドライヤー、電動歯ブラシ、電気ケトル等 5千円～10万円の商品、約150点（予定）
契約	入札（令和4年12月27日開札予定）
契約期間	令和4年12月28日から令和5年5月上旬予定
その他	事業の問い合わせについては、本業務委託の中で、コールセンターを設置する。

4 概算経費

【歳出】 合計 511,100 千円

家電製品購入費用（上限5万円/1人） 500,000 千円

*対象者となる児童の生年月日：平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれ
<R4 保健福祉総合事業概要の「乳児期家庭訪問」の出生数より> 合計 20,417 人

<保育サービス利用者数>

対象児童数のうち、約半数が保育サービス利用者と仮定。

$20,417 \text{ 人} \div 2 = 10,209 \text{ 人}$ 10,000 人

$10,000 \text{ 人} \times 5 \text{ 万円} = 500,000,000 \text{ 円}$

送料（対象者への通知） 4,600 千円

事務費（事業者への委託料） 6,500 千円

【歳入】 合計 507,900 千円

家電製品購入費用 500,000 千円

補助基準額 1 児童あたり 50 千円 とうきょうママパパ応援事業補助金 10/10

送料（対象者への通知） 4,600 千円

補助基準額 1 件あたり 1,100 円 とうきょうママパパ応援事業補助金 10/10

事務費 3,300 千円 （一般財源 約 3,200 千円）

補助基準額 1 自治体あたり 3,300 千円 とうきょうママパパ応援事業補助金 10/10

補正予算で対応予定

5 周知方法

対象家庭（基準日に住民登録のある対象者のうち、保育サービスを受けている者を除いた対象児のいる家庭）に対し案内通知の発送を行う。また、区ホームページや子育て応援アプリ、公式LINE、SNS等を活用し、区民への周知も行う。合わせて、子ども・子育て支援関係者への周知を行う。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月20日 福祉保健常任委員会

12月21日 臨時会で補正予算案を提案予定

12月28日 契約締結

令和5年 2月1日 対象世帯あて案内送付、区のお知らせ・HP等により周知

3月20日 申請期限

～5月上旬 商品発送